

議案第4号

文化財の県指定について

文化財の県指定について、別紙のとおり提出します。

平成26年12月22日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

文化財の県指定について

平成26年12月22日
文化財課

下記の文化財の県指定について、平成26年7月15日に鳥取県文化財保護審議会へ諮問したところ、平成26年8月11日に開催された同審議会において審議され、県指定について鳥取県教育委員会に答申があったので、鳥取県指定天然記念物に指定するものです。

記

【指定】鳥取県指定天然記念物

名称	所在地	指定基準
ひよのせん 氷ノ山の キャラボク群落	若桜町	2 植物 (3) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落

<指定理由>

氷ノ山山頂部のキャラボク群落は、中国山地では大山に次ぐ規模をもつ。植物図鑑(原色日本植物図鑑など)でも大山とともにキャラボクの生育地として言及されるなど、日本全体の自然分布からみてもその存在価値は高い。最大の群落である大山から約90km離れた氷ノ山のキャラボク群落は、種の存続可能性とその遺伝的多様性確保の点から、保護する必要がある。

現地一帯はすでに国定公園区域に指定され、国有林としても保護されている。これに加えて、千年キャラボクなど、地域に親しまれてきたシンボルとしての価値を顕彰し、氷ノ山のキャラボク群落の生態的価値を改めて地域社会に啓蒙し、保護・管理の徹底を図るため、鳥取県の天然記念物として指定する。



氷ノ山のキャラボク群落 (全景) (濃い緑がキャラボク)



氷ノ山のキャラボク群落（近景の濃い緑がキャラボク）



氷ノ山のキャラボク

参考：鳥取県の国・県指定文化財の件数（ ）は今回の新規指定決定件数であり外数

県内	県指定文化財 260 (1)		国指定文化財 119	
		保護文化財 123	国宝・重要文化財 56	
	絵画 19	絵画 3		
	古文書 6	古文書 0		
	彫刻 41	彫刻 18		
	工芸品 14	工芸品 5		
	書跡 0	書跡 1		
	考古資料 20	考古資料 11		
	歴史資料 2	歴史資料 0		
	建造物 21	建造物 18		
	工芸・考古資料 4	工芸・考古資料 0		
	彫刻・建造物 1	彫刻・建造物 0		
	史跡 19	特別史跡・史跡 31		
	名勝 7	名勝 4		
	名勝・史跡 0	名勝・史跡 1		
	名勝・天然記念物 0	名勝・天然記念物 1		
	天然記念物 54 (1)	特別天然記念物・天然記念物 19		
	有形民俗文化財 3	重要有形民俗文化財 1		
	無形民俗文化財 41	重要無形民俗文化財 3		
	無形文化財保持者・団体 7	重要無形文化財保持者・団体 1		
	伝統的建造物群保存地区 1	重要伝統的建造物群保存地区 2		
	県選択 2	国選択 9		
	記録作成等の措置を講ずべき 無形の民俗文化財 2	記録作成等の措置を講ずべき 無形の民俗文化財 9		

氷ノ山のキャラボク群落 説明資料

- 1 名称 氷ノ山のキャラボク群落
- 2 所在 八頭郡若桜町春米 氷ノ山国有林22林班イ小班 (面積 30,000㎡)
- 3 所有者 林野庁近畿中国森林管理局鳥取森林管理署
- 4 管理者 若桜町
- 5 種別 天然記念物
- 6 基準 2 植物 (3) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- 7 説明

(1) キャラボクについて

キャラボク(*Taxus cuspidata* var. *nana* Hort. ex Rehder)は、秋田・山形県境の鳥海山から鳥取県の大山までの日本海側沿い山岳の、亜高山帯域風衝地を中心に点々と分布する常緑の低木である(図1)。中国地方に亜高山帯をもつ高山は存在しないが、山頂部の厳しい条件を反映して大山と氷ノ山の山頂部に生育が確認されている。

キャラボクは、常緑高木であるイチイ(*Taxus cuspidata* Sieb. et Zucc.)の変種とされている。イチイは樹高20mに達する高木で、葉が横枝に2列に並ぶが、キャラボクは地をはって低木状になり、葉の幅が広くらせん状に互生する点で異なる。別種と考えられた時期もあったが、現在は日本海側の多雪に適応したイチイの1生態型に位置づけられている。雌雄異株で、赤く熟す果肉(仮種皮)の部分は食べられるが、種子は有毒である。イチイ、キャラボクともに日陰に耐え、刈り込みに強いことから庭園木として各地に植栽される。イチイは2件が国の天然記念物に指定されている。鳥取県日南町の「船通山のイチイ」(図2)と岐阜県高山市の「治郎兵衛のイチイ」がそれで、いずれもその巨大さが評価されている。キャラボクについては、大山(1,729m)の山頂平坦部に広がる国内最大の群落で、国の特別天然記念物に指定されている。

キャラボクの絶滅リスク評価については、平成26(2014)年時点で国のレッドリスト(絶滅のおそれのある野生生物のリスト)への記載はない。都道府県レベルでは鳥取県のほか3県のレッドリストに掲載されており、石川県では絶滅危惧II類(石川県2010)、長野県では準絶滅危惧(長野県2002)、福島県(2002)では希少のカテゴリーにあげられている。鳥取県(レッドデータブックとっとり、2012)では「その他の保護上重要な種(OT)」に指定されている。鳥取県内での分布について、前述の大山本峰では、キャラボクは標高1,350m付近から出現しはじめ、山頂平坦部に約3.5haに連続的で密な群落が形成されている。大山山域では他に三鉢峰(1,516m)、烏ヶ山(1,448m)、また広島県境の道後山(1,269m)山頂部にも小規模な自然分布が見られるとされる。これ以外に県内で確認されているキャラボクの分布地は、氷ノ山のみである。

(2) 氷ノ山のキャラボクとこれまでの経緯

鳥取県若桜町と兵庫県養父市、宍粟市にまたがる氷ノ山(1,510m)は中国地方第二の高峰で、一帯は昭和44(1969)年4月に国定公園に指定されている。山頂部は現在、氷ノ山後山那岐山国定公園の特別保護地区に指定されており、あらゆる動植物の採取が禁止されている。一帯は国有林であり、山頂部の鳥取県側は国有林内の保護区分で「氷ノ山風景林」に指定されている。

氷ノ山では風衝や積雪の影響で、標高1400m以上の部分が低木林やササ草原となっている。低木林はブナ、リョウブ、ナナカマド、ツノハシバミ、マルバマンサク、シナノキ、クロソヨゴ、エゾユズリハ、ヒメモチなどで構成されており、稜線と山頂部はチシマザサが密に生育するササ草原である。キャラボクは登山道沿いでは標高1300mより上部に点在し、特に氷ノ山山頂の南西側緩斜面(鳥取県側)ササ草原内にまとまった群落を形成している(図3)。この中には、名前がつけられた代表的なキャラボク個体が存在する。

千年キャラボク（図4）：氷ノ山山頂からササ原の中の登山道を三ノ丸方面に150mほど進み、登山道から分岐して15mほど鳥取県側に入ったところに「千年キャラボク」と呼ばれているキャラボクの巨木がある。平成19（2007）年11月の計測では、胸高直径52cm、樹高4m、枝張りは長径8.3mであった。雌株でこのときの調査時に結実が確認されている。確認できる限り、昭和61（1986）年以前からチシマザサを刈り払って登山道―千年キャラボク間に観察路がつけられており、手作りの木製ラベルが付けられるなど、以前から氷ノ山のシンボルとして親しまれてきている。

若桜町指定天然記念物「氷ノ山の大キャラボク」（図5,9）：千年キャラボクからさらに30mほど鳥取県側に進んだ場所に、より大きなキャラボクが生育しており、平成16（2004）年6月に若桜町の天然記念物に指定された。これは、昭和49（1974）年に周辺のチシマザサが一斉枯死した際に発見された（読売新聞昭和50年6月12日付け）もので、7つの幹がほふくし、集中して生育している（図10）。7幹の個性は確認できていないが、全て雌個体であり、もとは1個体であった可能性がある。最大幹は胸高（地上1.3m）直径63cmに達する。前述の千年キャラボクより大きいことから、一部には「万年キャラボク」とも呼ばれている。近辺にある直径10cmほどの枯れ木断面では約75年分の年輪を数えることができ、大きな個体が数百年の樹齢を持っていることは確実である。

（3）氷ノ山山頂部のキャラボク群落の活用状況と生態的特性

若桜町では、氷ノ山山頂部のキャラボク群落を保全し環境教育に活用するため、林野庁がすすめる「国民参加の森づくり」制度を活用し、平成25（2013）年から、国有林内の森林ボランティア活動を行う『多様な活動の森「氷ノ山キャラボク保護活動の森」／氷ノ山仙国有林』のとりくみを開始した。協定区域は氷ノ山山頂部南西斜面の3.0haである（図6）。

協定区域は、氷ノ山山頂部の貴重なキャラボク群落の自生地である。人の背丈を超えるチシマザサが密生するため個々のキャラボクに近づくのは難しいが、昭和51年撮影のカラー空中写真、平成16年撮影のモノクロ空中写真を使用し、現地調査と組み合わせることでキャラボクの個体数と大きさの推定をおこなったところ、協定区域内のササ草原3.0haにキャラボクと推定される48の樹冠が認められた。48樹冠の分布はランダムではなく、特定の場所に集中斑をつくる傾向がみられた（図6）。スケールルーペにより空中写真上で48樹冠（ただし大キャラボクを7分割して計55樹冠）の長径と短径を計測し、樹冠面積に換算した。樹冠面積と現地調査の幹直径計測から、回帰式により55樹冠の幹直径推定を行った（図7）。樹冠が最も大きかった「大キャラボク」（図6, No.22）の一幹は、回帰式から直径56cmと推定された（実測は63cm）。3番目に樹冠が大きかった「千年キャラボク」（図6, No.23）では推定直径50cmに対して実測値は52cmなど、回帰式により幹直径推定が可能と判断された。回帰式による推定では、協定区域全体には樹冠の小さいキャラボクが多く、推定直径30cm未満のものが全体の8割を占めた（図8）。

3.0haの協定範囲内に生育する若桜町指定の天然記念物「氷ノ山の大キャラボク」では、多くの人に見て欲しいとの思いから、地元の方々により周囲のチシマザサ刈り払いが行われたことがある。刈り払いにより水分条件や風当たりが変わり、チシマザサの中で育ってきたキャラボクの生育への影響が心配される。刈り払いによりシカなどの野生動物侵入が容易となり、一部に樹皮はぎ被害が生じていることも現地調査で確認されている。このような状態を改善するためにも文化財指定を実現し、キャラボクとそれを含む氷ノ山山頂部の生態系保全について地域社会に普及・啓発するとともに、自然状態を維持する保全管理の徹底が必要である。

若桜町指定の「氷ノ山の大キャラボク」はその大きさの希少性が評価の中心であるが、周囲には「千年キャラボク」など、大きさ・樹齢の点で貴重な個体が複数存在し、その価値は町指定された個体に劣らない。氷ノ山のキャラボクは集団として維持されてきており、最大個体だけをシンボルとして指定するのではなく、中国地方の山岳山頂部における典型的な風衝群落として、群落を天然記念物指定することが望ましい。この観点から、若桜町が活動をすすめている『多様な活動の森「氷ノ山キャラボク保護活動の森」／氷ノ山仙国有林』協定区域3.0haを「氷ノ山のキャラボク群落」として指定し、

良好な自然状態を保全・維持していくこととしたい。

現地は目標物に乏しいなだらかな地形でチシマザサが密生し、現地測量が困難なため、3.0haの協定区域はGIS（地理情報システム）に基づく図面作成とされている。天然記念物の指定範囲も、協定区域に準じた範囲とする。

（４）指定理由

氷ノ山山頂部のキャラボク群落は、中国山地では大山に次ぐ規模をもつ。植物図鑑（原色日本植物図鑑など）でも大山とともにキャラボクの生育地として言及されるなど、日本全体の自然分布からみてもその存在価値は高い。最大の群落である大山から約90km離れた氷ノ山のキャラボク群落は、種の存続可能性とその遺伝的多様性確保の点から、保護する必要がある。現地一帯はすでに国立公園区域に指定され、国有林としても保護されている。これに加えて、千年キャラボクなど、地域に親しまれてきたシンボルとしての価値を顕彰し、氷ノ山のキャラボク群落の生態的価値を改めて地域社会に啓蒙し、保護・管理の徹底をはかるため、改めて鳥取県の天然記念物として指定することとしたい。

（５）保全・管理の留意点

現地は兵庫県養父市との境界部であるが、指定するキャラボク群落は、鳥取県側の管理斜面に含まれることが林野庁近畿中国森林管理局鳥取森林管理署の立ち会いにより確認されている。なお、チシマザサに阻まれて調査は著しく困難ではあるが、指定地内のキャラボク個体数とその大きさ、状況については、今後の保全のためにも現地調査により確度を高めることが望ましい。

参考文献

- 福島県（2002）レッドデータブックふくしま・福島県の絶滅のおそれのある野生生物・Ⅰ植物・昆虫類・鳥類。福島県生活環境部，410pp.
- 石川県（2010）改訂・石川県の絶滅のおそれのある野生生物 いしかわレッドデータブック〈植物編〉2010。
(http://www.pref.ishikawa.lg.jp/sizen/reddata/rdb_2010/index.html) 2013.11.1 閲覧
- 長野県（2002）長野県版レッドリスト植物編。
(<http://www.pref.nagano.lg.jp/shizenhogo/kurashi/shizen/hogo/kaite/shokubutsu/documents/redlist2002.pdf>)
2013.11.1 閲覧
- 清水寛厚(編) (1993) 鳥取県のすぐれた自然 植物編. 鳥取県, 273pp.
- 鳥取県（2012）レッドデータブックとっとり改訂版・鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物-。鳥取県生活環境部，337pp.



図1 キャラボク(撮影：氷ノ山)



図2 船通山のイチイ(国指定天然記念物)



図3 氷ノ山のキャラボク群落 (近景の濃い緑がキャラボク)



図4 千年キャラボク (2007年11月3日撮影)



図5 大キャラボク (若桜町指定天然記念物, 2013年8月29日撮影)



図6 氷ノ山の協定範囲内におけるキャラボク分布（赤下線；空中写真判読による推定）
 協定範囲は『多様な活動の森「氷ノ山キャラボク保護活動の森」／氷ノ山仙国有林』の区域を示す
 （背景図は鳥取森林管理署提供の協定範囲図面）

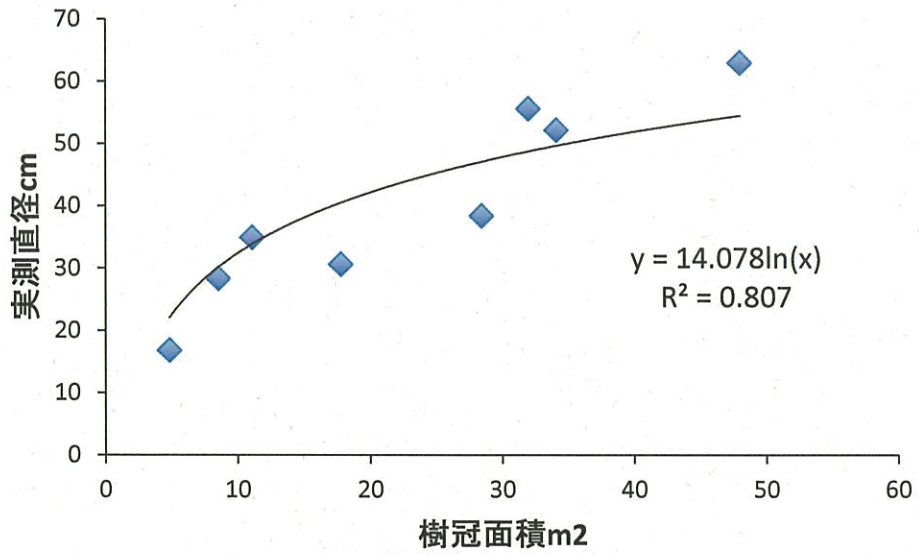


図7 キャラボクの推定樹冠面積と、現地で実測した幹直径の関係

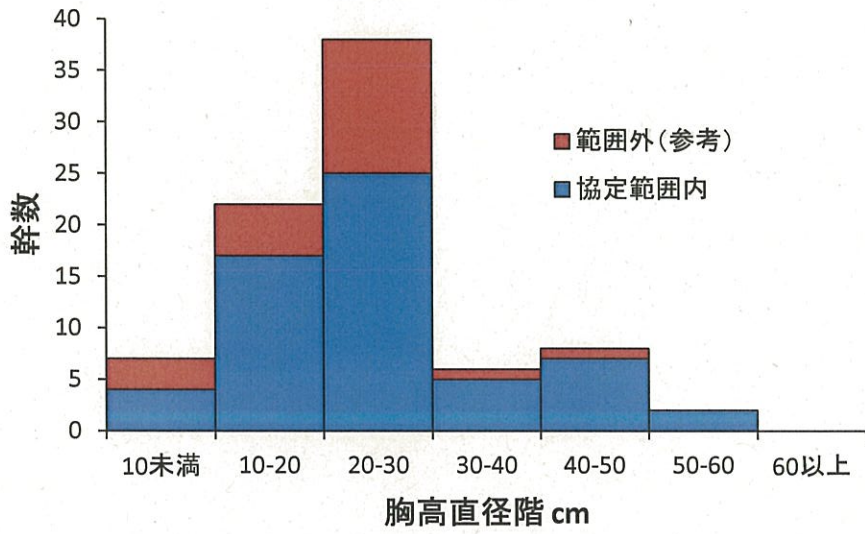


図8 氷ノ山キャラボク群落の直径階分布 (推定)



図9 若桜町指定天然記念物「氷ノ山の大キャラボク」

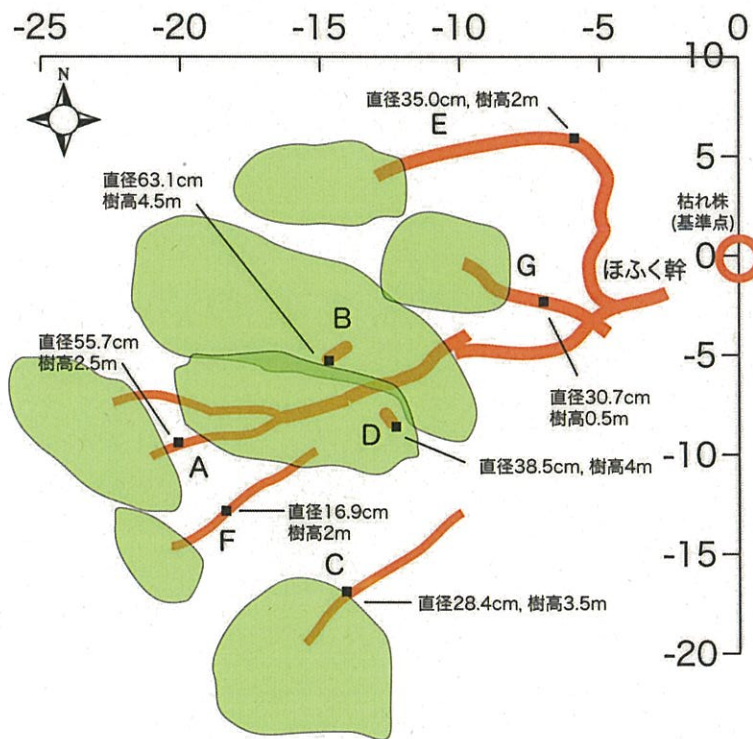


図10 「氷ノ山の大キャラボク」空間分布図